

令和8年度 東京都私立高等学校等奨学給付金

Q&A よくお問合せをいただきご質問 ～お問合せの前にご確認ください～

No	項目	Q.質問	A.回答
1	申請について	昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。	毎年度(学年1回)申請が必要です。申請期間を過ぎた場合は受け付けできません。また、年度を遡って申請することはできません。
2		この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。	併用できます。「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。
3	対象要件について	都外に転居の予定があります。申請できますか。	保護者(申請者)が令和8年7月1日現在、都内に住所を有していれば、当財団に申請してください。なお、申請書類の変更・追加依頼等で、郵送により連絡する場合がありますので、申請後に転居される場合は、必ず郵便局に転送届を提出してください。
4		生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。	申請できません。「奨学給付金」は、就学支援金の対象校を既に卒業しているなど、就学支援金または学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合は対象外です。
5		6月に退学しましたが申請できますか。	退学した学校では申請できません。令和8年7月1日現在で在学している必要があります。
6		令和8年7月2日以降に入学しましたが、申請できますか。	令和8年7月1日現在で在学している学校がなく、申請日現在で対象の私立学校または課程に在学していれば申請できます。
7		令和8年7月2日以降に東京都外から都内に転居しました。申請できますか。	申請できません。令和8年7月1日現在にお住まいだった道府県へお問い合わせください。
8		東京都の「私立学校被災生徒等臨時支援金」の支給を受けています。「奨学給付金」と併用できますか。	東日本大震災または大規模災害により被災し、都内の私立学校に転入学された方に対する「私立学校被災生徒等臨時支援金」とは併用できません。
9		被災して制服の再購入が必要になりました。制服代の補助がありますか。	着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、制服の再購入が必要な場合、申請により給付額に住民税非課税世帯は81,000円、年収270万～380万円相当の世帯は27,000円、年収380万～490万円相当の世帯は20,250円の加算支給があります。対象の方は、下記「問合せ先」にご相談ください。
10	保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。	所得の確認ができないため、申請できません。	
11	世帯年収が約490万円ですが、受給対象になりますか？	受給対象になる可能性があります。令和8年度から対象が拡充され、目安として年収約490万円程度まで対象となりました。ただし、実際の審査は年収ではなく、「令和8年度課税証明書」に記載された住民税所得割額(保護者等全員の合算額)に基づいて行われます。そのため、最終的な受給可否については審査結果をご確認ください。	
12	所得割額18万2,500円未満の世帯とはどのような世帯ですか？	保護者全員の区市町村住民税および都道府県民税の所得割額を合算した金額が、18万2,500円未満である世帯を指します。所得割額は令和8年度課税証明書で確認します。	
13	「就学支援金(新制度)」の対象外の生徒です。申請できますか？	申請できます。ただし、「就学支援金(新制度)」の対象外となる外国籍または外国人学校の生徒は、生活保護受給世帯、住民税が「非課税」または「所得割額が0年(非課税)」の世帯のみ対象となります。なお、在留資格が「留学」の新入生の場合は申請できません。	
14	生徒の在留資格が「定住者」です。追加書類が必要とのことですが、どのような書類が必要ですか。	生徒の在留資格が「定住者」の場合は、追加で「永住・就労継続意思等に関する申告書」(当財団ホームページから印刷できます)の書類の提出が必要です。	
15	生徒の在留資格が「定住者」です。永住意思がない場合の対象要件について教えてください。	生徒の在留資格が「定住者」で、「永住・就労継続意思等に関する申告書」(当財団ホームページから印刷できます)で永住する意思がないと回答された場合は、対象となる世帯が限られ、生活保護受給世帯、住民税が「非課税」または「所得割額が0年(非課税)」の世帯のみ対象となります。	

16		生徒の在留資格が「家族滞在」です。追加書類が必要とのことですが、どのような書類が必要ですか。	生徒の在留資格が「家族滞在」の場合は、追加で以下の書類の提出が必要です。 ①「永住・就労継続意思等に関する申告書」(当財団ホームページから印刷できます) ②上記①の就労意思が「はい(あり)」の場合:小学校および中学校の卒業証書の写しまたは卒業証明書
17	対象要件について	生徒の在留資格が「家族滞在」です。就労意思がない場合の対象要件について教えてください。	生徒の在留資格が「家族滞在」で、「永住・就労継続意思等に関する申告書」(当財団ホームページから印刷できます)で就労意思がないと回答された場合は、対象となる世帯に限られ、生活保護受給世帯、住民税が「非課税」または「所得割額が0年(非課税)」の世帯のみ対象となります。
18		生徒は日本国籍ですが外国人学校に在学していません。令和7年度に奨学給付金を受給しましたが、令和8年度も申請できますか？	申請できます。ただし、外国人学校に在学している場合、生活保護受給世帯、住民税が「非課税」または「所得割額が0年(非課税)」の世帯のみ対象となります。
19		生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。	生徒の親権者 がご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の収入により生計を維持している場合は、その方が申請してください。詳しくは、下記「問合せ先」へご相談ください。
20		高校3年生の生徒が成人(18歳)しましたが、生徒本人が申請者となりますか。	入学時未成年であった生徒が成人(18歳)に達した以後も、家族構成等に変更がなく、成人に達する日以前の日に於いて保護者であった者(両親等)の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者(両親等)が申請してください。
21	申請者について	保護者がいません(成人している場合等)。本人が申請できますか。	入学時未成年であった生徒が、他の人の収入(配偶者等)により生計を維持している場合はその方(配偶者等)が申請してください。生徒本人が生計維持者であることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記「問合せ先」にご相談ください。
22		親権を行う児童福祉施設の長や里親です。申請できますか。	生徒に対して見学旅行費または特別育成費等が措置されている場合は、対象外です。措置されていない場合は申請できます。
23		「課税証明書・非課税証明書」に子の扶養の記載がありません。どうしたらよいですか。	「ひとり親家庭医療証」または「児童扶養手当受給証明書」をお持ちの場合は、いずれかの書類をアップロードしてください。どちらの書類もお持ちでない場合は、下記「問合せ先」にご相談ください。
24		パスワードを忘れました。	ログイン画面下の「パスワードをお忘れですか？」をクリックし、ユーザー名(登録したメールアドレス)を入力してください。ご登録のメールアドレス宛にパスワード変更メールが届きます。記載されたURLからパスワードを変更してください。
25		変更後のメールアドレスでログインができません。	メールアドレスを変更しても、ユーザー名(ユーザーID)は「申請時に登録した最初のメールアドレス」のまま変更されません。結果通知等のメールの送信先のみ変更されます。登録変更前のメールアドレスをユーザー名欄に入力してください。
26		在学する学校名が出てきません。	学校種別や課程に間違いがないかご確認ください。正しい学校名を入力しても候補が表示されない場合は、下記「問合せ先」へご連絡ください。
27		申請を一時中断したいのですが、入力した内容を途中で保存できますか。	ステップ1からステップ4まで進むと入力内容を一時保存することができます。ただし、ステップ1～4の必須項目をすべて入力していないと一時保存できません。また、ステップ5でアップロードした画像は一時保存されません。申請を再開した時に再度アップロードしてください。
28	申請受付サイトの操作について	申請が正しくできたか不安です。申請内容を後から確認することはできますか。	確認できます。マイページにログインし、下方にある「申請状況」欄に申請した制度名の表示があり、審査状況が「審査中」となっていれば、申請が完了しております。「表示」ボタンを押すと、申請内容の詳細が確認できます。ただし、アップロード画像の確認はできません。
29		申請完了後、変更・追加依頼のメールが届きました。どうしたらよいですか。	マイページにログインし、「変更・追加」ボタンを押して、訂正または書類の再アップロードをしてください。
30		申請完了後、メールアドレスの変更を行いたいです。どうしたらよいですか。	マイページにログインし、「連絡先変更」をクリックして変更後のメールアドレスを入力してください。メールアドレスはキャリアメール(携帯電話会社のメールアドレス)以外をご利用ください。(キャリアメールでは、URL付きメールを拒否する設定になっていることが多く、申請手続きに関するご連絡が受信できない可能性があります。)ただし、ログイン時に使用する「ユーザーID」は、最初に登録したメールアドレスから変わりません。
31		必要書類のアップロード画面で、書類をスキップするとエラーメッセージが出ます。	必須マークがついているものは、必ずアップロードが必要です。
32		生徒証がないのですが、代わりにする書類は何ですか。	合格通知や学校から配布されたプリント等、学校名と生徒氏名が1枚で確認のできるものは証明書として使用可能です。学校が発行する書類を用意できない場合は、就学支援金申請システム(e-Shien)マイページ画面のスクリーンショットでも受け付けいたします。

33		「永住・就労継続意思等に関する申告書」のアップロード欄がわかりません。	永住・就労継続意思等に関する申告書の画像ファイルは、「住民票」の欄にアップロードしてください。
34	申請受付サイトの操作について	小学校および中学校の卒業証書の写し(または卒業証明書)のアップロード欄がわかりません。	小学校および中学校の卒業証書の写し(または卒業証明書)の画像ファイルは、「住民票」の欄にアップロードしてください。
35		申請完了後に間違いに気づきました。修正できますか。	電話番号や通知の届くメールアドレスの変更はマイページから変更が可能です。入力内容やアップロード画像の変更はできません。審査で確認が必要と判断されれば、メールや電話、または郵送にてご連絡いたしますので、ご確認頂き、ご対応をお願いいたします。
36	振込口座について	振込先口座は配偶者や生徒名義の口座でも振り込まれますか。	振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義(個人)の口座をご指定ください。
37		ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。	ゆうちょ銀行の通帳に印字された他金融機関からの振込の受取口座用の「店名」・「口座番号」を確認してください。「記号」・「番号」ではありません。詳細については、ゆうちょ銀行公式HPでご確認ください。  ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例 【店名】一九八【店番号】198【口座番号】0123456 
38		審査結果はどうやったら確認できますか。	審査の完了後に、ご登録のメールアドレス宛に通知をお送りします。マイページにログインして頂くと、下方にある「申請状況」欄に申請した制度名が出ていますので、審査状況が「審査完了」となっていれば、審査結果が出ております。「表示」ボタンを押すと、審査結果の詳細が確認できます。
39		審査結果はいつ出ますか。	審査結果は通常の申請期間に申請された場合は12月・翌年3月のいずれかの時期、特別申請期間の場合は3月にメールにて通知いたします。
40	審査結果について	審査結果の通知がなかなか届かないのですが、何か理由があるのでしょうか。	審査状況(申請の不備確認が解消した時期、就学支援金または高校生等・新修学支援金の認定結果時期など)により審査結果の通知の時期は異なります。
41		就学支援金により授業料が全額助成されるため、奨学給付金のみ申請しましたが、マイページの申請状況欄に授業料軽減助成金の審査結果も表示されています。なぜですか。	授業料軽減助成金の対象校に在学している場合、実際には授業料軽減助成金の対象外となる場合でも、システムの仕様により奨学給付金とあわせて自動的に申請・審査が行われます。そのため、マイページに授業料軽減助成金の審査結果(就学支援金により授業料が全額助成される場合は「不交付」)も表示されますが、奨学給付金の審査結果に影響はありませんのでご安心ください。
42		申請者は父ですが、審査の状況を母である私に教えてもらえますか。	審査の状況に関しては、個人情報保護の観点から、申請者ご本人からお問い合わせいただいた場合のみ回答が可能です。申請者名がお父様の場合、お母様には、申請があるか無いかを含めて、審査の状況を一切お伝えすることができませんのでご了承ください。
43		振込はいつですか。	審査結果を通知するメールを受信した月に振り込まれる予定です。結果通知のメールは、通常の申請期間に申請された場合は、12月・翌年3月のいずれかの時期、特別申請期間に申請された場合は翌年3月にお送りします。振込予定日は、メールが届きましたらマイページにてご確認いただけます。
44	申請後の状況の変更について	今年になって収入が減り、家計が急変しましたが、今年度の住民税額には反映されません。何か特別な助成制度はありますか。	令和8年1月1日以降に家計が急変し、年収見込額が世帯年収490万未満相当(就学支援金(新制度)対象外の場合は住民税非課税相当)になった世帯を対象とした「奨学給付金制度(家計急変)」があります。要件、申請時期等の詳細は、当財団のホームページでご確認ください。
45		7月の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請することはできますか。	特別申請期間中に申請できます。令和9年1月上旬(予定)に特別申請期間を設けて申請を受け付ける予定です。日程などの詳細については、12月上旬以降に財団のホームページをご覧ください。なお、特別申請終了後に、申請を受け付けることはできません。

☎ 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当(高校)

☎ 03-5206-7925 (土日・祝日・年末年始を除く9:15~17:00)

※9:15~10:00頃は電話が混み合うため、つながりにくい場合はお時間をいっておかけ直してください。

掲載内容は令和8年度版です。翌年度は変更になる場合がございます。